○ 財務省告示第 270 号

国債の発行等に関する省令(昭和 57年大蔵省令第 30号) 第 6条第 11 項の規定に基づき、令和 7年 9月 8日に発行し た利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 7年 10月 9日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名称及び記号 利付国庫債券(10年)(第379回)
- 2 発行の根拠法律 特別会計に関する法律(平成 19 年法律 及びその条項 第 23 号)第 46 条第 1 項
- 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律(平成 13年法律第75号。以下「振替法」とい う。)の規定の適用を受けるものとし、 その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発行方法 募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
- 5 発行額 額面金額で8,385,000,000円
- 6 払込金額 8,445,372,000円
- 7 最低額面金額 50,000円
- 8 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載 又は記録は、最低額面金額の整数倍の 金額によるものとする。
- 10 発行価格 額面金額 100円につき 100円 72銭
- 11 利率 年 1.5%
- 12 経過利子の払込 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次 の算式により算出した金額を第 18 号 に規定する期日に払い込むものとす る。

額面金額の総額
$$\times$$
 $\frac{1.5}{100} \times \frac{80}{365}$

 次号及び第 15 号において規定する期 日について同じ。)。

額 面 金 額 $\times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}$

子

14 第2期以後の利 毎年6月20日及び12月20日を支払期 とし、各支払期において、その日以前6 月間に属する利子を支払う。

- 15 償還期限
- 令和 17 年 6 月 20 日
- 16 償還金額 額面金額100円につき100円
- 17 元利金支払場所 日本銀行
- 18 払込期日 令和7年9月8日